

議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

1. 改正する条例

交野市職員旅費条例

2. 条例改正の目的

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を鑑み、国との権衡を図るため、旅費に係る規定を整備し、所要の文言修正等の改正を行う。

3. 条例改正の主な内容

旅費種目を鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料から鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、内容について以下のとおり改正を行う。

旅費種目	種目内容の主な改正	
	現行	改正後
鉄道賃	急行料金に距離制限有	急行料金の距離制限を撤廃
宿泊費 (現行：宿泊料)	定額支給方式	上限付き実費支給方式
	宿泊代金及び夕朝食代の掛かり増しを含む宿泊に伴う諸雑費を賄うためのもの	宿泊代金のみ

旅費種目	種目内容の主な改正		
		現行	改正後
宿泊手当 (現行：日当)	金額	市長・副市長 3,000円 係長級以上 2,000円 その他 1,700円	定額 2,400円 (※)
	構成要素	昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄うもの	夕朝食代の掛かり増しを含む宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費に充てるためのもの
包括宿泊費 (新設)	パック旅行（移動及び宿泊が一体となったもの）に関する旅費を新設し、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限とする。		

※…下記の内容に該当するときは、下記の額とする。

- | | |
|---|-----------|
| ①宿泊手当又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 | 定額の3分の2の額 |
| ②宿泊手当又は包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 | 定額の3分の1の額 |
| ③旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所)に宿泊する場合 | 支給しない |

4. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

	議案の 件 名	議案第11号 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
この改正は、旅費に関する事項を定めることを目的とする。		この改正については、府下他市町村についても概ね実施予定である。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部を改正する法律の成立を鑑み、国との権衡を図る観点から、必要な措置を行うもの		社会情勢の変化に対応し旅費制度を見直すことで、旅費の適正な支出を図ることができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
国家公務員の旅費制度の見直しを目的として、令和6年5月に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布され、これを施行するための政省令が同年9月及び12月に公布された。このため、国の制度との権衡を図る観点から旅費に係る規定を整備し、改正を行う必要が生じた。		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	その他			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（新旧対照表等）			

交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 交通費（第6条—第9条）</u></p> <p><u>第3章 宿泊費等（第10条—第12条）</u></p> <p><u>第4章 退職者等の旅費等（第13条・第14条）</u></p> <p><u>第5章 外国旅行の旅費（第15条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第16条—第20条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第20条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（旅費の支給）</u></p> <p><u>第2条 本市の職員（特別職の非常勤職員及び地方公務員法</u> <u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）が公務のため旅行するときは、この条例の定めるところにより</u><u>旅費を支給する。</u></p> <p><u>（旅費の計算）</u></p> <p><u>第3条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章及び第3章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経</u></p>	<p><u>第1条 本市の職員（特別職の非常勤職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）が公務のため旅行するときは、この条例の定めるところにより、別表に掲げる旅費を支給する。</u></p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし</u> <u>、最も経済的な通常の経</u></p>

新	旧
<p>路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により__旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p><u>(旅費の種目及び内容)</u></p> <p><u>第4条 前条に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、次章及び第3章の定めるところによる。</u></p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p><u>第2章 交通費</u> <u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道其他規則で定めるものをいう。第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金及び付随費用の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p>	<p>路及び方法により旅行した場合により支給__する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法による_____。</p> <p><u>第4条 鉄道旅行、水路旅行、空路旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等により旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日を以て、その路程を区分し計算する。</u></p> <p><u>第5条 視察又は講習を受ける等のため旅行するときは、市長はこの条例により計算した旅費額の範囲内でその旅費額を減じて支給することができる。常時出張する必要がある職員については特にその旅費額を定め、月額又は日額をもつて、これを支給することができる。</u></p> <p><u>第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u></p> <p><u>第6条 鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、空路旅行には航空賃、陸路旅行には車賃を支給する。</u></p> <p><u>2 空路旅行とは、市長が公務上緊急その他の事情により航空機の利用を認めた場合をいう。</u></p> <p><u>3 陸路旅行とは、陸上の旅行にして鉄道によらないものをいう。</u></p> <p><u>第7条 鉄道賃の額は、別表に掲げる鉄道賃、急行料金及び特別車両料金による。</u></p>

新	旧
<p><u>第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第9条及び別表において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、座席指定料金、特別船室料金及び付随費用の額の合計額とする。</u> <u>（航空賃）</u></p> <p><u>第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次条及び別表において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、座席指定料金及び付随費用の額の合計額とする。</u> <u>（その他の交通費）</u></p> <p><u>第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用であつて次に掲げるもの（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）及び別表に掲げる付随費用とし、その額は、同表に掲げるとおりとする。</u> <u>（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> <u>（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p>	<p><u>2 船賃の額は、別表に掲げる船賃及び特別船室料金による。</u> <u>3 航空賃の額は、別表に掲げる航空賃による。</u> <u>4 車賃の額は、路程に応じ別表に掲げる車賃による。</u></p> <p><u>第8条 削除</u></p> <p><u>第9条 公用の船車等により旅行する場合には、鉄道賃、船賃又は車賃はこれを支給しない。</u></p>

新	旧
<p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>第3章 宿泊費等</u> <u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に掲げる額(次条及び別表において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p><u>第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前章及び別表の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表に掲げる1夜当たりの定額とする。ただし、規則で定める場合にあつては、当該定額を基準として規則で定めるところにより計算した額とし、又は支給しない。</u></p> <p><u>第4章 退職者等の旅費等</u></p> <p><u>第13条 職員が旅行中に退職、免職(解職を含む。)、失職又は休職(以下この条において「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、その者に対</u></p>	<p><u>第3章 日当及び宿泊料</u></p> <p><u>第10条 日当は日数に応じ宿泊料は夜数に応じて別表に掲げる額を支給する。水路旅行及び空路旅行には天災その他、止むを得ない事由により上陸宿泊した場合の外は宿泊料を支給しない。</u></p> <p><u>第11条 旅行日数は、公務のため要した日数による前条の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルにつき1日の割で通算した日数を超えることはできない。ただし、1日未満の端数はこれを1日とする。</u></p> <p><u>第12条 宿泊を要しない出張で、その行程が100キロメートル以上の場合の日当の額は定額の2分の1、その行程が100キロメートル未満の場合の日当の額は定額の4分の1の額とする。</u></p> <p><u>2 第10条及び前項の規定にかかわらず、大阪府内における宿泊を要しない出張については、日当を支給しない。</u></p> <p><u>第4章 解職及び退職者の旅費</u></p> <p><u>第13条 旅行中解職となつたときは、前職に相当する帰郷旅費を支給する。ただし、刑に処せられ又は懲戒処分により解職せられたものはこの限りでない。</u></p>

新	旧
<p><u>し、前職の旅費に準じて旅費を支給する。ただし、その者が地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、この限りでない。</u></p> <p>第14条 <u>職員が退職した場合において、事務引継その他残務整理のため_____旅行を命ずるときは、その者に対し、前職の旅費に準じて旅費を支給する。</u></p> <p>第15条 _____職員が公務のため外国へ旅行するときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づいて算出した額を支給する。</p> <p><u>(旅費の調整等)</u></p> <p>第16条 <u>職員が本市以外の者から旅費の支給_____を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>第17条 <u>出張等の命令を受け旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令の変更（取消しを含む。第3号において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、別表に掲げる各費用について、第3条、第2章及び同表の規定によ</u></p>	<p>第14条 <u>事務引継又は_____残務整理のため退職者に旅行を命ずるときは、前職相当の_____旅費を支給する。</u></p> <p>第15条 <u>本市の職員が公務のため外国へ旅行するときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づいて算出した額を支給する。</u></p> <p>第16条 <u>国府県又は他の公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、本条例_____による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額が本条例_____による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>第17条 <u>出張等の命令を受け旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令等を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額（鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払つた金額で、所要の払いもどし手続きをとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について、この条例</u></p>

新	旧
<p><u>り計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額</u></p> <p><u>(2) 宿泊費及び包括宿泊費については、当該各種目について第3条、第10条及び第11条並びに別表の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更その他この条に規定する事由の発生に伴い支給する必要があるものとして任命権者が認めた額</u></p> <p>第18条 職員が上級職員に随伴して旅行するときは、<u>第6条、第7条、第10条、第11条及び別表</u>の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>宿泊費及び包括宿泊費</u>については、当該上級職員の支給額によることができる。</p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p>第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、別表に掲げる各費用について、<u>第3条、第2章及び同表</u>の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、<u>当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目につい</u></p>	<p><u>により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。)を旅費として支給する。ただし、この場合において支給できる旅費は、損失となつたことを証するものがあるものに限るものとする。</u></p> <p>第18条 職員が上級職員に随伴して旅行するときは、<u>第1条による別表旅費額</u>の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>車賃及び宿泊料</u>については、当該上級職員の支給額によることができる。</p>

新										旧									
係長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	12, 同上	職									0
級以									500	その下級の	同上	2等の	下級の	同上	同上	同上		円	円
上の									円	他の運賃		運賃	運賃					1,711,	
職										職員								00	50
その	下級の	同上	2等の	下級の	同上	同上	同上	同上	11, 同上	急行	特別急行料金を	条例第1条に規定する職員が、特別急行列車							
他の	運賃		運賃	運賃					500	料金	支給する場合	を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上の場合							
職員									円			普通急行料金を							
急行	職員が、運賃に加えて別に急行料金を徴する客車を運行する線										支給する場合	を運行する路線による旅行で、片道50キロ							
料金	路による旅行をする場合において、公務のため特に必要である											メートル以上の場合							
	ときにその実費を支給することができる。									特 別	特別職並びに係長級以上の職員が、特別車両料金を徴する客車	を運行する路線による旅行をする場合に支給することができ							
座席	職員が、運賃に加えて別に座席指定料金を徴する客車を運行す									料金	る。								
指定	る線路、船舶を運行する航路又は航空機を運行する航空路によ									特 別	特別職並びに係長級以上の職員が、特別船室料金を徴する船舶	を運行する航路による場合に支給することができる。							
料金	る旅行をする場合において、公務のため特に必要であるときに									料金	料金を								
	その実費を支給することができる。																		
特別	特別職及び係長級以上の職員が、運賃に加えて別に特別車両料																		
車両	金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合におい																		
料金	て、公務のため特に必要であるときにその実費を支給すること																		
	ができる。																		
特別	特別職及び係長級以上の職員が、運賃に加えて別に特別船室料																		
船室	金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合におい																		
料金	て、公務のため特に必要であるときにその実費を支給すること																		
	ができる。																		
付随	職員が付随費用を支払う場合において、公務のため特に必要で																		

備考 新幹線鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）に規定する新幹線鉄道をいう。）を利用して旅行するときは、その利用する新幹線の行程が片道100キロメートル未満であつても特別急行料金を支給することができる。

新	旧
<p><u>費用</u>あるときにその実費を支給することができる。</p> <p><u>備考</u> 付随費用とは、鉄道賃、船賃及び航空賃については、運賃に加えて別に支払う費用であつて、運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金又は特別船室料金に付随するものをいい、その他の交通費については、第9条各号に掲げる費用に付随する費用をいう。</p>	